一般コミュニティ助成事業募集要領

茅ヶ崎市では、一般財団法人自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）のコミュニティ助成事業補助金を活用して、コミュニティの健全な発展を図ることを目的に、**令和９年度分**の一般コミュニティ助成事業を募集いたします。

１ 助成事業

助成事業は、次の基準に適合するものとします。

（１）住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業。

※建築物（建築基準法に定めるもの）は対象外ですが、基礎工事の伴わない簡易な倉庫・収納庫は対象となります。（建築主事による建築基準法上の建築物に該当しない旨の証明書の提出が必要となる場合があります。）

（２）宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できるもの。

（３）国・県・市のいずれの補助対象事業となっていないもの。

（４）短期間に消費、若しくは破損するような施設又は設備の整備でないもの。

（５）事業実施主体は、コミュニティ組織又はコミュニティ組織の連合体であるもの。

（６）過去に本助成を受けた組織は、助成後２０年間は再度の助成を受けることができません。

【コミュニティ組織とは】

コミュニティ組織とは、自治総合センターの事業実施要綱及び留意事項により、**「自治会、町内会、自主防災組織等の地域に密着して活動する団体。地域に密着した団体であっても、特定の目的で活動する団体、ＰＴＡ、体育協会等は除きます。また、宗教団体、営利団体、公益法人及び地方公共団体が出資している第３セクター、その活動が地域に密着しているとは言いがたい団体等は除きます。」**と定められています。

２ 補助金額　１００万円～２５０万円（１０万円単位）

３ 募集について

助成を希望する場合は、希望調査票を市民自治推進課へ提出してください。希望調査票はホームページや窓口にて取得できます。複数の団体から希望があった場合、第１順位、第２順位を抽選で決定します。第１順位の団体は助成申請書を御用意いただきます。第２順位の団体は、当選確率が下がることを御了承の上、応募を希望される場合は、助成申請書を御用意いただきます。

希望調査票の受付

令和８年７月１日（水）～７月２４日（金）（土・日曜日、祝日を除く）
午前８時３０分から午後５時まで

【公開抽選】

７月２８日（火）１３時３０分から　集合：茅ヶ崎市役所４階市民自治推進課

公開抽選には、団体の代表者１名（代理可）の出席をお願いします。

４　助成申請書について（市内抽選後）

別紙「令和９年度コミュニティ助成事業必要書類一覧表」を参照し、申請内容に応じた必要書類を添付ください。　提出〆切は令和８年９月１１日（金）です。

【注意点】

申請団体が所有していない土地や建物に備品を設置・保管する場合は、所有者の承諾書や契約書が必要です。

対象の設備・備品（付属品・部品含む）建物等には宝くじ広報表示（シール）を貼る必要があります。そのため、**見積書にはシール代金を必ず含めてください。**シールを貼ることのできない設備･備品は対象外経費となります。広報表示の詳細については、自治総合センターホームページに掲載の「宝くじ社会貢献広報：表示に関するデザインマニュアル」を参照してください。

５　助成候補事業の推薦

御提出いただいた申請書について、コミュニティ助成事業実施要綱及びコミュニティ助成事業留意事項に基づき、「茅ヶ崎市→神奈川県→自治総合センター」の順に審査があります。その際、公開抽選の順位を茅ヶ崎市からの推薦の順位とさせていただきます。

審査の結果については、令和９年３月末頃に茅ヶ崎市から改めて御連絡いたします。採択に際しては助成時期や助成金額等が変更される場合もありますので御了承ください。

６　助成事業の決定及び補助金申請

自治総合センターより助成事業としての決定を受けた組織は、再度見積書を取得し、令和９年度にコミュニティ助成事業補助金の交付申請をしていただきます。見積金額や事業内容が当初申請時と変更がある場合は、補助金の交付申請前に変更手続きが必要となる場合があります。補助金については、前払いで御指定の銀行口座に振り込みいたします。

７　助成事業実績報告

助成事業完了後に実績報告が必要となります。別途書類等の御連絡をいたしますが、助成事業にて購入された備品全ての画像（広報表示が映っているもの）、事業実施（購入された備品を利用したイベント等）の画像、備品の管理運営規程、備品台帳等が必要です。

８　その他

本要領で定めた事項以外は、自治総合センターのコミュニティ助成事業実施要綱、コミュニティ助成事業留意事項及び茅ヶ崎市くらし安心部市民自治推進課所管に係る補助金交付要綱によるものとします。

令和９年度コミュニティ助成事業の実施につきましては、現在のところ未定となっております。あくまでも助成候補であることを御確認の上、お申し込みいただきますようお願いいたします。

【問合せ先】茅ヶ崎市くらし安心部市民自治推進課地域自治担当　電話　８１－７１２６